

税務・財務情報 第2902号

平成 28 年分確定申告における ～マイナンバー実務の留意点～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

平成 28 年分確定申告における ～マイナンバー実務の留意点～

1 はじめに

今年も確定申告の時期がやってきました。平成 28 年 1 月以降「マイナンバー制度」が導入されたことにより、税務署へ提出する税務関係書類にも原則として個人番号や法人番号の記載が必要となりました。今回は、平成 28 年度確定申告におけるマイナンバー制度導入による変更点や留意点を説明したいと思います。

2 マイナンバー制度と確定申告

平成 28 年分以降の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「所得税等の確定申告書」）、贈与税の申告書、消費税の確定申告書等には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。

(1) 申告書作成にあたっての変更点

平成 28 年分の所得税等の確定申告書の様式から、マイナンバーを記載する欄を設けています。所得税等の確定申告書には、申告者ご本人のマイナンバーの他、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

確定申告書の B 様式の記載箇所は資料 1 と資料 2 をご参照ください。

(2) 申告書提出にあたっての変更点

マイナンバーを記載した所得税等の確定申告書を提出する際には、なりすましを防止するため、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。なお、配偶者控除の適用をうける配偶者、扶養親族、事業専従者の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。本人確認書類の写しを添付する場合には「添付書類台紙」に貼付してください。

(3) 本人確認及び本人確認書類とは

① 申告書等に記載されたマイナンバーが正しい番号であることの確認と、② 申告書等を提出する者が正しい持ち主であることの確認を併せて「本人確認」といいます。

【本人確認書類】

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

≪ご本人のマイナンバーを確認できる書類≫
● 通知カード
● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
などのうちいずれか 1 つ

+

身元確認書類

≪記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類≫
● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
● パスポート ● 身体障害者手帳
● 在留カード
などのうちいずれか 1 つ

(国税庁 HP「平成 28 年分確定申告特集」を参照)

資料 1

FA0122

申告書 B

平成 年分の 所得税及び 復興特別所得税の

<p>収入金額等</p> <p>専業主業 ①</p> <p>兼業 ②</p> <p>不動産 ③</p> <p>利子 ④</p> <p>配当 ⑤</p> <p>年金 ⑥</p> <p>公的年金等 ⑦</p> <p>その他 ⑧</p> <p>短期 ⑨</p> <p>長期 ⑩</p> <p>一時 ⑪</p>	<p>所得金額</p> <p>専業主業 ①</p> <p>兼業 ②</p> <p>不動産 ③</p> <p>利子 ④</p> <p>配当 ⑤</p> <p>給与 ⑥</p> <p>年金 ⑦</p> <p>雑所得等 ⑧</p> <p>計 ⑨</p> <p>損控除 ⑩</p> <p>医療費控除 ⑪</p> <p>社会保険料控除 ⑫</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 ⑬</p> <p>生命保険料控除 ⑭</p> <p>地震保険料控除 ⑮</p> <p>寄附金控除 ⑯</p> <p>障害者、寡夫控除 ⑰</p> <p>勤労学生、障害者控除 ⑱</p> <p>配偶者控除 ⑲</p> <p>扶養控除 ㉑</p> <p>基礎控除 ㉒</p> <p>計 ㉓</p>	<p>税</p> <p>課税される所得金額 ㉔</p> <p>①～⑧に該当する控除又は減税等の控除 ㉕</p> <p>配当控除 ㉖</p> <p>①～⑧に該当する控除又は減税等の控除 ㉗</p> <p>改正投資性金控除 ㉘</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㉙</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㉚</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㉛</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㉜</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㉝</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㉞</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㉟</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊱</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊲</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊳</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊴</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊵</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊶</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊷</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊸</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊹</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊺</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊻</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊼</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊽</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊾</p> <p>改正投資性金控除の控除 ㊿</p>	<p>第一表</p> <p>(平成二十八年分以降用)</p> <p>復興特別所得税の記入を忘れない</p>
--	--	--	---

個人番号 : 本人のマイナンバー

申告書 B 様式 (第一表) には、「本人のマイナンバー」を記載します。

なお、申告書 A 様式 (第一表) にも同様に、本人のマイナンバーを記載する欄があります。

3 通知カードとは？

通知カードは ひとりひとりにマイナンバーをお知らせするために発行されたカードです。簡易書留の郵便にて、平成 27 年 10 月 5 日時点の情報に基づき、住民票に記載している住所へ送付されました。

通知カードを紛失した場合には、通知カードの再交付が可能です。通知カードの再交付申請は住所地の区役所等でご申請ください。(本人確認書類と再交付手数料 500 円が必要です) 通知カードは即日発行されません。お急ぎでマイナンバーを確認されたい場合は、「マイナンバー入りの住民票の写し」を取得ください。

平成 00 年分の確定申告書 B

申請番号 F A D 0 7 6

住所 〒0000000 東京都千代田区千代田 1-1-1

○所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	所得が生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○所得から差し引かれる金額に関する事項

① 給与所得控除	② 社会保険料控除	③ 生命保険料控除	④ 雑所得控除	⑤ 基礎控除

○配偶者(※) 扶養親族 事業専従者

○配偶者控除 : 配偶者のマイナンバー

○扶養控除 : 扶養親族のマイナンバー

○事業専従者に関する事項 : 事業専従者のマイナンバー

○住民税 : 16歳未満の扶養親族のマイナンバー

申告書 B 様式 (第二表) には、次の方のマイナンバーを記載します。

- 配偶者 (※)
- 扶養親族
- 事業専従者

なお、申告書 A 様式 (第二表) には、次の方のマイナンバーを記載します。

- 配偶者 (※)
- 扶養親族

(※) 配偶者 (特別) 控除の適用を受ける配偶者

配偶者控除 : 配偶者のマイナンバー

扶養控除 : 扶養親族のマイナンバー

事業専従者に関する事項
: 事業専従者のマイナンバー

住民税
: 16歳未満の扶養親族のマイナンバー

4 最後に

マイナンバー制度が導入されて初めての確定申告となります。申告書等にマイナンバーの記載がない場合や誤りがある場合の罰則規定は設けられていませんが、マイナンバーの記載は、法律で定められた義務ですので 正確に記載した上で提出をしてください。ご不明な点がございましたら、弊社担当者にお問い合わせください。